

千曲市工事成績評定実施要領

(目的)

第1条 本要領は、千曲市の発注する建設工事の適正かつ効率的な施工を確保し、工事に関する技術水準の向上に資するとともに、受注者の適正な選定及び指導育成を図ることを目的とする。

(対象工事)

第2条 工事成績の評定（以下「成績評定」という。）は、千曲市建設工事事務処理規程（平成15年訓令第30号）に規定する検査班を編成して検査を実施する工事を対象とする。

2 災害復旧等に係る応急工事は、前項の対象から除くものとする。

(評定者)

第3条 成績評定を行う者（以下「評定者」という。）は、しゅん工検査員、監督員及び工事所管課長とする。

(成績評定の方法)

第4条 評定者は、工事ごとに監督又は検査により確認した事項に基づき、独立して公正かつ公平に評定するものとする。

2 成績評定は、工事成績採点表（別記様式第1）、細目別評定点採点表（別記様式第2）及び考査項目別運用表（別記様式第1の別紙）により行うものとする。

3 考査項目の「創意工夫」「社会性等」は当該工事における実施状況を考慮するものとする。

4 考査項目の「法令遵守等」は当該工事における状況を考慮するものとし、当該工事期間中に生じた事実や工事完了後に判明した事実を対象とする。

(成績評定の時期)

第5条 成績評定の時期は、しゅん工検査員にあっては、しゅん工検査実施の都度とし、監督員及び工事所管課長にあっては、工事の完成のときとする。

(成績評定結果の報告)

第6条 成績評定結果の報告は、工事の完成のときに行うものとし、評定者は成績評定を行ったときは、遅滞なく建設部長に報告するものとする。

2 建設部長は、成績評定結果を市長に報告するものとする。

(成績評定結果の通知)

第7条 建設部長は、成績評定結果の報告があったときは、遅滞なく当該工事の受注者に対して評定結果を工事成績評定通知書（様式第5）により通知するものとする。

(成績評定の修正)

第8条 市長は、前条の評定結果を通知した後、当該評定結果を修正する必要があると認めた場合は修正しなければならない。

2 市長は、前項の修正を行ったときは、遅滞なくその結果を当該工事の受注者に通知するものとする。

(説明請求等)

第9条 第7条の規定による通知を受理したものは、通知を受けた日の翌日から起算して

30日以内に市長に対して書面により成績評定の内容について説明を求めることができる。

- 2 市長は、前項の説明を求められたときは、工事成績評定説明書（様式第6）により回答するものとする。

附 則

（施工期日）

- 1 この要領は、平成21年4月1日から施工する。
（経過措置）
- 2 この要領の規定は、この要領の施工の日（以下「施工日」という。）以降に契約する工事から適用し、施工日前に契約した工事の成績評定は、なお従前の例による。
（千曲市工事成績評点要領の廃止）
- 3 千曲市工事成績評点要領は廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成22年10月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この要領の規定は、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以降に契約する工事から適用し、施行日前に契約した工事の成績評定は、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成24年10月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この要領の規定は、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以降に契約する工事から適用し、施行日前に契約した工事の成績評定は、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成29年5月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この要領の規定は、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以降に契約する工事から適用し、施行日前に契約した工事の成績評定は、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和8年7月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この要領の規定は、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以降に契約する工事から適用し、施行日前に契約した工事の成績評定は、なお従前の例による。